

毒物劇物業務上取扱者届

概要説明	毒物及び劇物取締法第22条並びに毒物及び劇物取締法施行規則第18条に基づき、業務上取り扱うこととなった日から <u>30日以内</u> に毒物劇物業務上取扱者の届け出を行う場合の届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 毒物劇物業務上取扱者届書 2 事業場の施設の平面図 (運送業者にあつては、運搬車両の駐車場の平面図) 3 毒物劇物貯蔵設備の立体図等 4 無機シアン化合物を使用する電気めっき業者にあつては、シアンを含有する液体の破棄に伴う処理設備の概要図 <p>正1部提出。</p>
受付期間	随時
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	<p>下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 (〒750-8521 下関市南部町1番1号) TEL; (083)231-1711 FAX ; (083)231-1376</p>
手数料	不 要
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類4「無機シアン化合物を使用する電気めっき業者にあつては、シアンを含有する液体の破棄に伴う処理設備の概要図」については、処理方法のフローシート及び処理に要する薬品名も記載してください。 ・提出書類には含まれませんが、法人にあつては、登記簿謄本の原本確認までをお願いしていますので、提出時登記簿謄本もご持参下さい。 ・「毒物劇物取扱責任者設置届」を同時に提出して下さい。